

マンションの適正管理に向けた管理組合への支援策について

— 管理不全に陥ったマンションの適正管理に向けて —

マンション等の共同住宅は、区内の住宅戸数の約 86%を占め区民の住まいとして広く普及しており、快適な住生活のためには建物や設備の適正な維持管理が欠かせません。

平成 28 年度に実施したマンション実態調査では、分譲マンションの回答率が 14.6%に留まり、マンション管理への関心の低さが伺えました。

こうした現状から、区では、本審議会からの答申を踏まえて策定した「第四次住宅マスタープラン」に基づき、マンションの適正な維持管理への支援を進めています。

また、東京都では昭和 58 年の区分所有法改正以前に建築されたマンションを対象とした管理状況報告等の条例化を進めており、管理実態の把握がこの先進む見込みです。

区としても、分譲マンション居住者の建物の維持管理への関心を高め、マンション施策の利用が広く行き届くよう、さらなる支援を考えているところです。

このため、本審議会にて専門的な立場からのご意見を伺いたいと考えています。